○経済産業省告示第五十七号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき試掘の許可をしたので、法第二十四条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年四月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　貯留事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　首都圏ＣＣＳ株式会社

ロ　住所　千葉県千葉市中央区問屋町一番三十五号

ハ　代表者の氏名　屋　義昭

二　許可貯留区域等

許可試掘区域は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第九系（世界測地系）を用いて得た次の座標番号一から七までの各点を順次直線で結んだ線並びに座標番号一及び七の各点を直線で結んだ線によって囲まれる範囲の直下の深度（東京湾平均海面を基準とする。）百五十メートルから二千五百メートルまでの区域とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

座標番号	座標値　平面直角座標第九系（世界測地系）
一	Ｘ座標　マイナス五五、七三〇・七三八メートル Ｙ座標　マイナス五四、七九六・七五八メートル
二	Ｘ座標　マイナス四八、〇三三・七九六メートル Ｙ座標　マイナス五九、七一五・三三四メートル
三	Ｘ座標　マイナス四三、六三三・〇六七メートル Ｙ座標　マイナス六三、八二四・六九七メートル
四	Ｘ座標　マイナス三八、四一五・〇〇二メートル Ｙ座標　マイナス六九、八六四・二一五メートル
五	Ｘ座標　マイナス四九、七五五・〇一八メートル Ｙ座標　マイナス七六、五六五・八〇〇メートル
六	Ｘ座標　マイナス五五、四〇八・六五一メートル Ｙ座標　マイナス七四、八四六・六九八メートル
七	Ｘ座標　マイナス六四、五二〇・七四五メートル Ｙ座標　マイナス七〇、三四〇・五〇一メートル

三　当該許可に係る貯留事業又は試掘の別

試掘

四　貯留事業等の概要

イ　坑井名

試掘一坑目　九十九里沖―Ａ（仮称）

試掘二坑目　九十九里沖―Ｂ（仮称）

ロ　坑井位置

千葉県山武郡九十九里町沖合

ハ　予定深度

試掘一坑目　深度約千九百メートル

試掘二坑目　深度約千六百メートル

ニ　試掘に要する期間

試掘一坑目　四月間（予定）

試掘二坑目　三月間（予定）

ホ　いずれもリグアップ及びリグダウン期間を含む。

目的層

上総層群大原層の遮蔽層並びに浪花層から黒滝層までの貯留層及び遮蔽層

五　試掘の許可にあっては、当該許可の有効期間が満了する日

令和十二年四月十四日

○防衛省告示第百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月二十一日から同月二十三日（予備、同月二十日及び同月二十四日から同月二十六日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月二十日から同月二十四日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月二十二日及び同月二十三日（予備、同月二十四日から同月二十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。